

## 実績評価方式の紹介事例

目次	ページ
【政策1.3－施策⑤】 食育の総合的推進（食育推進基本計画）	1
【政策1.5－施策⑥】 仕事と生活の調和の推進	2
【政策1.7－施策①】 公益法人制度の運営と認定・監督等の実施	5
【政策5－施策⑤】 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	7
【政策6－施策③】 構造改革特区計画の認定	8
【政策1.8－施策③】 人材育成、能力開発	9

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-49(政策13-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長		
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。				目標設定の考え方・根拠	第2次食育推進基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案	23年度もしくは直近のデータ	27年度もしくは直近のデータ	-	-	-	施策の進捗状況の検証すべての改善	-	-	-	食育に関する施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが食育の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等			平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度						
食育推進評価専門委員会(1)におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめ	-	-	-	-		1	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・評価を行う。			
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-71(政策15-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進				担当部局名	男女共同参画局		作成責任者名	推進課長 小林 洋子				
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進							
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和の実現した社会を目指す。				目標設定の考え方・根拠	「憲章」の中に、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む」と定められている。また、「行動指針」において数値目標が設定されている。			政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 就業率(20~64歳)	74.6%	21年度	80%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・15歳以上の就業率の目標と整合的なものとして設定。
2 就業率(15歳以上)	56.9%	21年度	57%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・32年の就業率が、21年の就業率と同じとなるために必要な全体の目標就業者数に達するよう、性別・年齢別の各層の現在の失業者及び非労働力人口中の就業希望者の多寡に応じ、就業者数を配分。
3 就業率(20~34歳)	73.6%	21年度	77%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・i)フリーター約半減を目標とし、フリーターのうち非就業フリーター(失業者+非労働力人口の一部)の約半数が就業すると仮定。 ii)失業率の低下により、就業者が増加すると仮定。
4 就業率(25~44歳 女性)	64.9%	18年度	73%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・i)就業希望者のうち、「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」者、「知識・能力にあり仕事がありそうにない」者、「勤務時間等希望にあう仕事がありそうにない」者が一定数就業すると仮定。 ii)失業率の低下により就業者が増加すると仮定。
5 就業率(60~64歳)	52.6%	18年度	63%	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提) ・i)65歳までの段階的な高齢者雇用確保措置の努力義務が12年から施行されているため、その前年11年(52.0%)を起点とする21年(57.0%)までの就業率上昇トレンド(年0.5%増)が、高齢者雇用確保措置の義務年齢(公的年金の定額部分の支給開始年齢)が65歳となる25年(59.0%)まで続くと仮定。 ii)25年度から公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始されるとともに、改正高齢法が施行される予定であるため、25年以降は就業率の伸びが2割増(年0.6%増)となると仮定。

6	時間当たり労働生産性の伸び率	1.7%	8～17年度の10年間平均	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>・「新成長戦略」において、「32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す」とあること、また、就業率(15歳以上)に関する32年度における目標値や人口構造の変化に加え、年次有給休暇の取得率の向上や長時間労働の抑制などの労働時間に関する諸施策を踏まえて設定。</li> </ul>
						1.3%	1.2%					
7	フリーターの数	187万人(15年にピークの217万人)	18年度	124万人※ピーク時比で約半減	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>・ピーク時のフリーター数の約半数として設定。</li> </ul>
						176万人	180万人					
8	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	40.5%	22年度	全ての企業で実施	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの推進のための基本となる取組として、全ての企業で労働時間等に関する課題について労使が自主的に話し合いを進める体制を整備するとして設定。</li> </ul>
						—	59.7%					
9	週労働時間60時間以上の雇用の割合	10.8%	18年度	(10.0%(20年)から)5割減	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>・目標設定時の直近の実績ペースの減少を継続させることを前提として、32年の目標値を設定。</li> </ul>
						9.3%	9.1%					
10	年次有給休暇取得率	46.7%	19年度	70%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>・目標設定時の直近の実績を踏まえ、政策効果を加味して実績ペースの2倍である毎年約1.5ポイント上昇させると仮定。</li> </ul>
						49.3%	47.1%					
11	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	23.5%	14年度	100%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>・32年までに法でメンタルヘルスケアを義務化することを意図して設定。</li> </ul>
						43.6%	47.2%					
12	在宅型テレワーカーの数	330万人	20年度	700万人	27年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。</li> <li>・新たな情報通信技術戦略工程表(平成22年6月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)において、「27年までに在宅型テレワーカーを700万人とする。」とされていることに準じて設定。</li> </ul>
						490万人	930万人					
13	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	13.4%	22年度	29%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。</li> <li>・育児のための短時間勤務制度を導入している事業所割合を踏まえ、10年後にその半数程度の企業で育児・介護に加えて地域活動等の理由による場合についても短時間勤務を認める取組が進むことを目指して上昇率を算定し、目標値を設定。</li> </ul>
						20.5%	14.0%					
14	自己啓発を行っている労働者の割合(正社員)	46.2%	17年度	70%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>・「自分で職業生活設計を考えていきたい」とするすべての者が自己啓発を行えるようにすることを目標に設定。</li> </ul>
						43.8%	47.7%					

15	自己啓発を行っている労働者の割合(非正社員)	23.4%	17年度	50%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>「自分で職業生活設計を考えていきたい」とするすべての者が自己啓発を行えるようにすることを目標に、正社員70%、非正社員50%と設定。</li> </ul>	
						19.3%	22.1%						
16	第1子出産前後の女性の継続就業率	39.8%	12-16年度	55%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>第1子を出産した女性のうち、両立環境が整わずに出産退職した者の全てが継続就業できることとして設定。</li> </ul>	
						—	38.0%						
17	保育等の子育てサービスを提供している割合 保育サービス(3歳未満児)	20.3%	19年度	44%	29年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行動指針」に定める数値目標。</li> <li>3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案して設定。</li> </ul>	
						25.3%	26.2%						
18	保育等の子育てサービスを提供している割合 放課後児童クラブ(小学1～3年)	19.0%	19年度	40%	29年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行動指針」に定める数値目標。</li> <li>全国の各市町村が設定した放課後児童クラブの利用にかかる平成29年度目標事業量の積み上げによる潜在需要を見込んで設定。</li> </ul>	
						22.9%	24.0%						
19	男性の育児休業取得率	0.50%	17年度	13%	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行動指針」に定める数値目標。(ただし32年までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等が前提)</li> <li>子育て層の男性のうち「機会があれば育児休業を取得したい」とする割合を踏まえ設定。</li> </ul>	
						2.63%	1.89%						
20	6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間(1日当たり)	60分	18年度	2時間30分	32年度	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行動指針」に定める数値目標。</li> <li>「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)に「育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに」との目標が掲げられていたことから、先進各国の内、最も家事育児関連時間が短いフランス並みになるようにすることを目標とし、32年度の目標をフランスと同様の2時間30分と設定。</li> </ul>	
						67分	67分						
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
		23年度	24年度	25年度	26年度								
(1)	仕事と生活の調和の推進に必要な経費(20年度。ただし当局における実施は22年9月から。)	12,319 (5,168)	19,355 (12,934)	22,309	29,620 (予算案)	1～20	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」で「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心体な場として運営する。</li> <li>企業における仕事と生活の調和推進に関する啓発の在り方について調査研究を行い、その成果を元に啓発用ツールを作成し、企業のワーク・ライフ・バランス実践に向けた取組を支援する。</li> <li>企業経営者を対象としたトップセミナー等を開催し、企業が仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法等の普及啓発を図るほか、ポータルサイトにおいて、国はじめ各主体の取組、調査・研究、企業内チーム等の取組事例、交流会報告等幅広い情報を一元的に提供し、企業や働く者等の取組を支援する。</li> <li>メルマガによる国の施策等の最新情報を発信するほか、ポータルサイトにおいて、国はじめ各主体の取組、調査・研究、企業内チーム等の取組事例、交流会報告等幅広い情報を一元的に提供し、企業や働く者等の取組を支援する。</li> <li>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめる。</li> <li>「カエル！ ジャパン」キャンペーンを推進し、登録企業の紹介を行うとともに、新たに、企業内の部・課・班・チーム等单位での業務効率化等働き方の改善に取り組む好事例を「カエルの星」として情報発信する等により、仕事と生活の調和推進に向けた機運醸成を図るための国民運動を展開する。</li> </ul>						
施策の予算額・執行額		12,319 (5,168)	19,355 (12,934)	22,309	29,620 (予算案)	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-75(政策17-施策①))

施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局		作成責任者名	参事官・総務課長 山内達矢		
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					政策体系上の位置付け	公益法人制度の適正な運営の推進					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					目標設定の考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
1 公益法人への寄附金総額	—	増加トレンドを確立	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	公益法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るためには、法人活動情報の発信や拡充された寄附税制の周知・広報により、公益法人の活動の重要性が広く国民に理解され、国民から公益法人への寄附が増えていく状況をつくり、寄附文化の醸成を促進する必要がある。このため、公益法人への寄附金総額を測定指標とした。目標については、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、公益法人への寄附金総額の推移を測定する期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標とする。
			—	平成30年度	—	—	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
2 HP「公益法人information」へのアクセス数	(平成25年度が終了するまで記入不可)	対前年度比増	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益information」は、 ①国民にとって、公表・公示情報、公益法人データベース、FAQ等の公益法人等関連情報をオンラインで入手可能にすること ②法人にとって、各種申請、提出すべき書類の提出、申請処理状況の照会について、全て電磁的記録をもって行うことが可能であると同時に、制度理解の助けとなる情報や監督に関する情報等を得られること ③行政庁にとって、共通のシステムを共同で管理・運用することにより、行政庁間の業務の標準化、簡素化・効率化を図ること といった各関係者の利便に資する仕組みについて、できる限り簡素・効率的な形で提供することを実現している。 「公益法人information」が国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。 目標については、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することを目標とする。
			平成25年度	平成26年度	—	—	対前年度比増	—	—	—	—	
3 定期立入検査の実施件数	—	(検討中)	—	平成26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	公益法人の監督に当たっては、「監督の考え方」(平成20年11月21日内閣府)において、「公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める」としており、公益法人の適正な運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。 目標については、公益法人に対し定期的に行う立入検査について、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日内閣府)において「第2回以降の立入検査については、直近の立入検査実施後3年以内に実施することとする」とされていること、移行期間中は法人数が増加し続けていたこと、法人からの事業報告の提出期限が事業年度終了後3か月以内とされていることを考慮しつつ、平成25年度の実績実績を踏まえながら、平成26年4月を目途に設定することとする。
					—	—	(検討中)	—	—	—	—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指 標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
公益法人制度適正運営推 (1)進費 (平成26年度)	—	—	—	93,837	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人データベース、法人活動事例紹介 等</li> <li>・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等</li> <li>・申請のポイントを解説した動画コンテンツ、申請書の記載例 等</li> </ul> </li> <li>○ニュースレター「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用</li> <li>○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した相談会、申請法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会等の法人支援</li> <li>○監督のための職員による公益法人への立入検査</li> </ul>	
施策の予算額・執行額	—	—	—	93,837 (-)	施策に関係する内閣の重要政策(施 政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一 層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-11(政策5-施策⑤))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)民間資金等活用事業推進室	作成責任者名	参事官 井上 誠				
施策の概要	・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針を踏まえた民間資金活用事業の一層の推進				目標設定の考え方・根拠	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成25年9月20日閣議決定)において、官民が適切に連携しつつ、民間にとって魅力的な事業を推進することとされたため。		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 PFI事業件数	418件	25年度	対25年度比増	26年度	-	-	対25年度比増	-	-	-	-	PFIの推進を測定するため、PFI事業件数を測定指標とする。
					418件	428件(H25.9.30現在)	-	-	-	-	-	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	34件	25年度	対25年度比増	26年度	-	-	対25年度比増	-	-	-	-	PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として、PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。
					33件	34件	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 民間資金等活用事業調査等に必要経費(平成13年度)	43,686(21,808)	45,809(30,271)	32,454	35,618	1.2	・PFI事業の推進を図るため、制度改善に係る調査、新制度の広報等を実施。 ・PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として下記を実施。 地方公共団体へのPFI専門家の派遣:PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。 ワンストップ窓口の設置:内閣府に実務経験者を配置し、PFI事業の実務に関するアドバイス等の支援を行う。						
(2) 民間資金等活用事業の促進に必要な経費(平成25年度)	-	-	64,905	64,631		地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業を推進するため、これらについて検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。具体的にはPFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。						
(3) 民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(平成24年度)	-	583,470(331,506)	492,282	49,845		東日本大震災復興特別区域法の対象区域内を対象として、震災復興に当たりPFI手法の活用を検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。公共施設運営権を活用した案件、複数の施設を包括的に整備・運営する案件などを対象とする。具体的にはPFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。						
施策の予算額・執行額	43,686(21,808)	629,279(361,777)	589,641	150,094	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会経済演説「民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの着実な推進とともに、民間資金等活用事業推進機構の適切な運営の確保及び密接な連携を図ってまいります。」					



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-20(政策6-施策③))

施策名	構造改革特区計画の認定					担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 七尾 英弘			
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 規制緩和のうち全国展開された割合	72%	24年度	75%	26年度	-	-	75%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。</li> <li>・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。</li> <li>・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、全国展開しないことが望ましい特区もあるため同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を行わず全国展開される規制の特例措置も存在する。</li> </ul>
2 構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	22件	26年度	32件	30件	22件	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
構造改革特別区域計画の (1) 認定等に必要経費 (平成14年度)	26,823 (21,365)	25,899 (20,807)	25,105	25,064	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。</li> <li>・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。</li> </ul>						
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-78(政策18-施策③))

施策名	人材育成、能力開発					担当部局名	経済社会総合研究所		作成責任者名	経済研修所総務部長 松風慶一		
施策の概要	①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。					政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84.2%	平成20年度	87%以上	26年度	87%以上	87%以上	87%以上	-	-	-	-	各研修において研修員の87%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。 根拠:基準年度(調査開始年度)から平成24年度までの満足度の平均を目標値に設定
2 分析技能の習得・向上を図る研修での達成度	-	-	-	26年度	-	-	(*)	-	-	-	-	Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修に於いて、平成26年度以降は研修終了時にレベルチェックを実施し、研修期間中の達成度を測る (*)研修の試行後、基準値、目標値を設定する
3 語学関連研修での向上度	-	-	-	26年度	-	-	(*)	-	-	-	-	語学研修では、受講前に全受講生のレベルチェックを実施していた。平成26年度以降は、研修終了時に再度レベルチェックを実施し、研修期間中の向上度を測る。一定のレベルアップが見られれば、当該研修の目的は達成されたと判断出来る為。 (*)研修の試行後、基準値、目標値を設定する
4 SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	7名	平成24年度	7名以上	26年度	7名以上	7名以上	7名以上	-	-	-	-	各国統計機関における本研修参加により、長期的に当該国SNA統計の精度向上が見込まれる為 根拠:各年度招聘者数を表示
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 経済研修所運営 (平成12年度)	13,132 (8,804)	12,945 (9,487)	13,392	13,413	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施</li> <li>発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施</li> </ul>						
施策の予算額・執行額	13,132 (8,804)	12,945 (9,487)	13,392	13,413	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					